令和８年（フ）第３号
福島県白河市東釜子字大師山59番地27
破産者　佐藤　大介
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

令和７年（フ）第１９５１号
横浜市保土ケ谷区東川島町23番地49
破産者　原嶋　　涼
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２９号
横浜市港南区日野南２丁目19番13号
破産者　中江　　隆
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７１５号
神奈川県茅ヶ崎市柳島１丁目９番17号　サンビレッジ湘南Ｂ１
破産者　水倉　竜介
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７９３号
神奈川県藤沢市下土棚461番地の１　ＫＩＣＳ湘南221
破産者　塩田　典孝
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８６５号
千葉県流山市おおたかの森北１丁目10番地の６　シュエット203、開始決定時の住所神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目30番16号　川浪ビル２　502
破産者　亀山　拓史
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１６２号
横浜市神奈川区入江１丁目１番４－４号　フェリシダ子安203号
破産者　北林　　毅
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２８２号
横浜市金沢区並木１丁目18番10―302号
破産者　茂木　秀美
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３７２号
横浜市港南区野庭町600番地　野庭住宅５棟405号
破産者　松本　昂也
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２３号
神奈川県平塚市撫子原11番30号　シャーメゾンプラージュⅡ101
破産者　古川　翔太
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２６１号
神奈川県厚木市温水986番地１　サンハイツカトウ102
破産者　布施　和真
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２６９号
新潟県五泉市村松甲1950番地１
破産者　東間　夏希
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第７３号
新潟県新発田市富塚町２丁目８番19号
破産者　吉備津和樹
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第５１号
新潟市江南区藤山１丁目２番25号
破産者　櫻井　　亨
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第５４号
新潟県村上市岩船上町６番36号　コーポ・サクセスＡ108
破産者　小田　　恵（旧姓河井）
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第７２号
新潟県村上市坂町2465番地１　角中第二マンション
破産者　井上　朝子
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第１２号
富山県魚津市港町６番20号　ポルトヴィラ104号室、前住所富山県滑川市大浦18番地
破産者　山本　義之
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

令和８年（フ）第６２号
長野県千曲市大字内川1118番地１　プレステージフジ21　205
破産者　山家　律史
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和８年（フ）第６８号
長野県千曲市大字内川566番地　ヴィンヤードテラス109、前住所長野県千曲市杭瀬下五丁目168番地　窪田様方
破産者　森脇　美代
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部